

○国立大学法人埼玉大学名誉教授称号授与規則

〔平成16年4月1日〕
規則第109号

改正	平成16.10.1	16規則170	平成16.12.16	16規則176
	平成17.1.1	16規則188	平成17.6.23	17規則1
	平成18.4.1	18規則46	平成18.6.22	18規則112
	平成19.4.1	19規則35	平成20.1.24	19規則89
	平成24.10.22	24規則34	平成27.2.19	26規則69
	平成31.2.21	30規則20	令和3.11.25	3規則20
	令和4.3.17	3規則40		

(趣旨)

第1条 学校教育法第106条に基づく、本学の名誉教授の称号の授与については、この規則の定めるところによる。

(選考基準)

第2条 名誉教授の称号は、教育上又は学術上特に功績があり、本学の学長、副学長又は教授として退職し、かつ、次の各号の一以上に該当する者の中から選考して授与する。

- (1) 本学学長として、大学運営に関し特に功績があった者
- (2) 本学副学長として、大学運営に関し特に功績があった者
- (3) 本学の専任教授として5年以上勤務した者で、本学の教育上又は学術上の功績があった者。ただし、大学（大学共同利用機関及び外国の大学を含み、短期大学を除く。以下同じ。）の教授として15年以上勤務した者に限る。

2 前項第3号の者については、大学の教授としての勤務年数には、大学の准教授及び講師の勤務年数について、それぞれ7割及び5割の割合により換算した年数を当該勤務年数に加えることができる。

(特別選考)

第3条 前条の規定にかかわらず、本学の教員として教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者には、前条の要件を満たさなくとも、特別に選考して名誉教授の称号を授与することができる。

(選考方法)

第4条 名誉教授の選考は、その者が属していた次に掲げる教授会等の議を経た後、教育研究評議会の議を経て学長が行うものとする。

- (1) 学部、人文社会科学研究科又は理工学研究科に属していた者については、当該教授会
- (2) 教育機構、研究機構、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター又は国際本部に属していた者については、人事管理委員会

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号又は第2号の要件を満たす者については、役員会の議を経た後、教育研究評議会の議を経て学長が行うことがで

きる。

(辞令書の様式)

第5条 名誉教授の辞令書は、別記様式による。

(称号の取消)

第6条 名誉教授に相応しくない行為があったと教育研究評議会が認めた場合、学長は当該者の名誉教授称号を取り消すことができる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条及び第3条中の「本学」には、埼玉大学経済短期大学部（以下「短期大学部」という。）が廃止されることに伴い、平成4年10月1日に短期大学部の教員から埼玉大学の教員に移行した者が埼玉大学に在職しなくなる日までの間「短期大学部」を含むものとする。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学の教員となった者の在職期間は、引き続いた在職期間とみなす。
- 4 この規則の適用日前に行われた、埼玉大学名誉教授称号授与規程による名誉教授の選考は、この規則中の相当する規定により行った選考とみなす。

附 則（平成16.10.1 16規則170）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16.12.16 16規則176）

この規則は、平成16年12月16日から施行する。

附 則（平成17.1.1 16規則188）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17.6.23 17規則1）

この規則は、平成17年6月23日から施行する。

附 則（平成18.4.1 18規則46）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18.6.22 18規則112）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19.4.1 19規則35）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条第2項の規定の適用については、この規則の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則（平成20.1.24 19規則89）

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成24.10.22 24規則34）

この規則は、平成24年10月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27. 2.19 26規則69）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 2.21 30規則20）

この規則は、平成31年2月21日から施行する。

附 則（令和3.11.25 3規則20）

この規則は、令和3年11月25日から施行する。

附 則（令和4. 3.17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式

第 号	年 月 日	埼玉大学名誉教授の称号を授与する	(氏 名)
埼玉大学 印			